

別表（第7条関係）

事業名	事業の種類	1単位の単価	単位数
第1号訪問事業	介護予防訪問介護相当サービス	10.21円	1 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 1,176単位（1月につき） 事業対象者、要支援1（省令第2条第1項第1号の区分に該当する状態をいう。以下同じ。）の者、要支援2の者 週1回程度の利用
			2 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 2,349単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週2回程度の利用
			3 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 3,727単位（1月につき） 事業対象者、要支援2の者 週2回程度を超える利用
			4 初回加算 200単位（1月につき）
			5 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
			6 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
			7 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

	訪問型サービスA	10.21円	8 訪問型サービスA費（Ⅰ） 969単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週1回程度の利用
			9 訪問型サービスA費（Ⅱ） 1,936単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週2回程度の利用
第1号通所事業	介護予防通所介護相当サービス	10.14円	10 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅰ） 1,672単位（1月につき） 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者
			11 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅱ） 3,428単位（1月につき） 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者
			12 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）
			13 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）
			14 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）
			15 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）
			16 栄養改善加算 200単位（1月につき）
			17 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき） (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）
			18 選択的サービス複数実施加算 (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位（1月につき） (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位（1月につき）
			19 事業所評価加算 120単位（1月につき）
			20 サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者 88単位（1月につき） イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者 176単位（1月につき） (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者
72単位（1月につき）

イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者
144単位（1月につき）

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者
24単位（1月につき）

イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者
48単位（1月につき）

2 1 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

2 2 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（1回につき）

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（1回につき）

2 3 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

2 4 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
10から23までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
10から23までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
10から23までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
(3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
(3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 5 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
10から23までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

			(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 10から23までにより算定した単位数の1000分の10に 相当する単位数
	通所型 サービス A	10.14円	26 通所型サービスA費 (Ⅰ) 1,104単位 (1月につき) 事業対象者 (週1回程度の利用)、要支援1の者
			27 通所型サービスA費 (Ⅱ) 2,382単位 (1月につき) 事業対象者 (週2回程度の利用)、要支援2の者
			28 送迎加算 30単位 (1回 (片道) につき)
第1号 介護予 防支援 事業	介護予防 ケアマネ ジメント	10.21円	29 介護予防ケアマネジメントA費 438単位
			30 介護予防ケアマネジメントB費 430単位
			31 介護予防ケアマネジメントC費 219単位
			32 初回加算 300単位 (1月につき) 介護予防ケアマネジメントA費の場合のみ
			33 委託連携加算 300単位 (1月につき) 介護予防ケアマネジメントA費の場合のみ

備考

この表に掲げるもののほか、第1号事業に要する費用の額の算定は、地域支援事業実施要綱 (平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老局通知「地域支援事業の実施について」別紙) の例による。